

平成28年11月24日

〒464-0848 名古屋市千種区春岡一丁目30番9号

宗教法人 薬師寺 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

## お問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、貴院の納骨堂使用契約につき、使用者の方から契約を解除すると、納骨堂をまだ使用していない段階であっても、支払済みの代金を一切返金してもらえないという情報が消費者から寄せられています。

これが事実であるとするれば、代金を一切返金しない旨を定めた当該条項は、契約

の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものとして、消費者契約法9条1号により無効となる可能性があります。また、当該条項は、使用者に本来であれば支払う必要のない金員を支払わせるものであり、信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となる可能性もあります。

つきましては、別紙のとおり、お問合せをさせていただきますので、ご検討の上、平成28年12月26日までに上記連絡先宛てに書面でご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本お問合せの内容、本お問合せに対する貴院のご回答の有無・内容及び本お問合せ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

(別紙)

## お問合せ事項

### 1 お問合せの趣旨

貴院の納骨堂使用契約について、契約書を作成されている場合は、その雛形をご提出ください。

契約書は作成していないが、申込書などの契約に関する書類を作成されている場合は、その雛形を全てご提出ください。

また、納骨堂使用契約に関する約款などを作成されているようでしたら、それも併せてご提出ください。

契約書や約款などが無い場合は、契約締結時に、貴院が申込者に対して、契約内容につきどのようなご説明をなされているのかにつきご回答ください。

### 2 お問合せの理由

貴院の納骨堂使用契約について、使用者の方から契約を解除すると、納骨堂をまだ使用していない段階であっても、支払済みの代金を一切返金しない旨を定めた条項があるかどうかを確認させていただくため。

また、当該条項がある場合は、当該条項が消費者契約法9条1号あるいは同法10条に照らして無効かどうかを検討させていただくため。

以上